



す。のさうさ各課に
しやうわけでござい
につくすきは、
わけでございす。
いす。
この知識も必要で
ずかしいわけで
こまかくさうこと
す。のさうさ各課に
しやうわけでござい
につくすきは、
わけでございす。
いす。
この知識も必要で
ずかしいわけで
こまかくさうこと

山奥の代償としてし子と、何れにカミと下さく要
 をーとそうにとでございすすが、二後援をいただき
 子と、要をさるあるわけとでございすすが、今仮と
 カ一層要求さるかほりぬほうはいわけとでござい子
 す。ただ子のところありあえずいははるくるかどう
 かわかりませんけぬと申す手度になだけはどう
 しろもやつたほしとそう申し入ぬほしくございすか
 、一応読んでみすと、わづらげ街道を全部やるとい

[illegible]



リます。今仮と申是非、今後接のほどお願いいたし
ます。説明を終ります。

議長(石川信義君) 九番 下野行天君
九番 下野行天君 下だいの市の市長の説明で大体めか
りまして、特に市民の代表に好する諸施設
にふくまは、ただい子申こあげに点につくまらる全
カをあげく日も早く施設が完成したは設置さか
る二とて見ます、一般質問を終ります。

議長(石川信義君) 以上で一般質問を終ります。

議長(石川信義君) 二時暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時二分開議

(九番 下野行天君 十番 石川重雄君
九番 若田博君 出席)

議長(石川信義君) 休憩をいり、議事公議を用さ
す。

おはかりいたします。議事の都合により日程が
十六日陳情や番号を先議したと思ひます、が二日に
二日議ごういすせんか。

議長(石川信義君) 二日議はことと認めます。その日
程や十六日陳情や番号は二日と先議すること
に決定いたします。

議長(石川信義君) 日程や十六日陳情や番号し、取
扱値上げ並びに津に槽清掃のため王する汚泥の
終末処理場の設置に関する陳情書を議題といた
します。

本件について、厚生委員会に審査を付託さ
る、ありますので、委員長から報告を願います。厚生



議八十五
議八十六
議八十七
議八十八
議八十九
議九十
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議一百

本員長
川澤仁七君

厚生委員長の界に君登壇

厚生委員長の界仁七君に
。指ぬが。子したのぐ、

東海堂主人

陳情書
報告書
朗誦
別參照

以上で、
手すが、
補足として、
龍朋をさすいたた

3. 7. 10

三國定例会初日におきまして、本件は当委員会
 に付託され、今期中の十月三日に才一國の委員会と開
 催し、検討いたしまして、今日は業者の要望あり、
 に、東が固く、子に西多摩佐生組合加入の隣接の
 羽存、瑞穂両村と二村が取り扱いは慎重であり、と
 かに、会中の建議調査とせらるることから、関係三村
 は地理的諸条件から同一歩調を歩むべきであらう
 とし、当委員会におきましては、建議調査の手続を
 とり、理事者にならざるも関係三村と協議する努力

福生町議会

すまふり ~~事~~望いたし
二エマ士月 日に
たり

子々清掃業者が十一月四日と朗々ストに突入す

るとの要望をチャシチし予したのて、急ぎ予委賣会

[illegible]

定にさくは、業者の抗力もある、福生、永平、瑞穂

の三つは二つに一致しほけめほりほへ二とマモサ
子寺云ふ甲子に改正した中のズある

子に現行の村会員の選挙に改正の
二の間の諸物の恒手並に之の
一の間の諸物の恒手並に之の

二の所の読抄の所より云々之には
 二の所の読抄の所より云々之には
 二の所の読抄の所より云々之には

ニ二三の無射に比較する無理であるといふこと、また

青森市にありとも、十内の村会中、市四十内

住民買取と多田村と、二とカゴ、子、二の子

相当障害とほつちおりまゝで、
海軍は意見の交換

理事者から三所間の協議と業者接歩

にフシ詳細に説明を授けられたから、ストライクと因

ハノ
一
新
何
下
に
多
少
の
果
實
を
受
け
る
可
い

二
〇
三

[illegible]



課長より十一月以降の経過について説明を受け、徹夜による話し合いの努力にいかかやうに組合からの外部の圧力の強さのためにスト回遊ほど得たかつたことも判明、この間理事者におりてまたびく／＼の話し合い、子に口頭、文書等にふる手紙をこころあり示したに、利害がかならず内をもち安堵したこともあらず、同付と同一歩調をとうはりぬば運度内増にいき子せんので、当委員会はみなせ内に許可することを決定し、かつ、恒に自分について、住民負担とせし、おそ措置するよう意見の一致をみしめた。ににシこのようにした場合、予算上十九万の不足が生じますので、財源にふりましたし子したところ、既なく補正がでることも判明し、実施にふりまは十一月からいたした不オマごふり示す。先ほと申しあ

予にとありスライド方式を採用した場合にあり
は業者の数をふやしたうという面は、住民に迷
惑をかけないやうにすべきであるという委員中多々あ
り、他市町村に比べる人口のわりに業者が少くはない
ことも指摘されたこともありました。
以上のおやでござりまする、陳情一にござりまするは全員の
一致により採択と決定したことをおやでござりまする。
オこの水光の汚泥の終末処理場の件にござりまするは、
当然に採択が措置すべきであり手すか、現行犯生組
合の処理方法が水洗にござりまするは処理も不可能であり
、特に水軍関係も大量に多々ござりまする、当然と
ござりまするは他市町村も同様の悩みを有する所がござりまする
と、検査の結果、青森県の三沢市が福生とよく
似たりあり、所にはバスが軒をくくいるというこもあ
り、水軍の取留も多々適当であるうとござりまする三沢
市を調査したことをおやでござりまする。



それによると、処理方法にござりまするは視察すること
に決定し、土月三月から六日にわたる委員合に
てつて視察をいたしました。三沢市の現況は果
に相違いたしました。却ながら、その処理は一語に
行なう方式を採用し、結果的には参考とほ
りましていただきました。
なお羽村町におきましては、家畜の肥料に苦慮
してあり、各町を視察したうでござりまするが、思
やい方法もよく、このため家畜組合に好し補助の形
で糞尿の工費を助、さきに述べたやうであるとい
うことであり、当然に施設がござりまするの増設措
置とさ同様の方法による考えも打ち出す必要も
あるうかと思ひ、この理事者の説明あり、委員会と
してオこの方法によつて一時このことを、結局にござりまする
は防犯施設作業に積極的に行なうこと、補助金
を獲得し、一日早く汚泥の処理も環境衛生上か

らも早期に實現をばかるべきであるとして、建設の
見通しや考へ方について二三の質問を申し、いんが
理場施設の増設工事後にできるかは建設すべく
努力したい旨の発言もあり、了解して、本件に
ついても委員公としては採択と決定したに不やであり
ます。

本件陳情書に関する審査は以上のとおりであり
ます。か、何とぞよろしく厚生委員会の決定を了と
さいます。採択をしますことを切にお願い申し
あげます。不やでございします。

なお請願、陳情等委員会は記した案件に
つては、今までの慣例としていたします。は、議
報告し、その後理事者に送付という形にほめるけ
でございします。この陳情に關しは、議
に報告する前に、再議に移つたようなこともあ
るやも知れませんが、その点、よろう承のほど、お願
い



いたします。報告といたします。

議長(石川信義君) 以上で委員長の審査報告は終り
ました。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。
おほかりにします。陳情や六号に好する委員

長の報告は採択と決定であります。本件は委
員長報告のとおり決するに、委員公といはせんか、
委員公といはせんか、

議長(石川信義君) 以上で議決を認めます。よろしく陳情
や六号は委員長報告のとおり採択と決定した
ました。

議長(石川信義君) おほかりにします。この陳情車
のつづきに、日程や四議案や七十九号から日程や
十九陳情や九号までを一括議題とし、増議した

「里謙子」と呼ぶ者あり

一、振議題とらざるに求定したし子した

陳清为九号子之七一振謙題といたし子す。

たしと思ふすがに二車線に
いふやうか

し子し子

福生町議会の会誌

○議長(石川清兼君)　二つあり議案の順にしたがい、理事

あひ子。

すくに新聞あるいはテレビ、ラジオ等が報道する
 ありますとあり、現代国におきまゝは児童手当と
 うことと考へるありましか、ところ、現代国の
 かの考へ方といたしまゝは、即ち負債とゆうこと
 が暗黙にのりあがりまゝ、現代のところは奥底さ
 め、あらはな現況でございませう。

そへともく子々都の良生良におそは面か

実施した場合、東京都の手当と重複しない、要するに国が実施した場合にはたゞちに東京都の児童手当条例が移項できる方法とあり、今国十一月中旬の審議会において決まっております。その要領としては、不やとにいう児童の福祉の増進と、児童手当を支給することにより、その福祉の増進をばかるといふこと、一としたことは、実施とその方法、東京都と市町村が一体とほく実施する、そのため東京都は支給額に相当する額を又市町村に交付し、又市町村はこれを財政とて手当を支給すること、支給条件として示すは、つぎの三のいふかに該当する場合にその者が対象とすると、いふこととて示す。義務教育終了後の三の子以降の児童から、それから身に体や精神に不調の障害があり、満二十才未満の児童、以下に母を失った義務教育終了後の児童、二の三が

福生町議会



があるわけでございます。それから所得に於ける国所得の制限がございまして、児童を現に養育している者の区市町村税の所得割が一千万円未満の者が該当するわけでございます。又四番目といふことは、現在東京都が実施しております児童手当条例、これは十月で満了するところ、この十月、国が実施するところ、児童扶養手当、これは母子家庭に支給してある手当でございます。特別児童手当、これは国民年金との併給を認めるというのと、それから生活保護世帯に支給する同じく全額支給するというところ、これは法の場合には収入認定にやはりございまして、都におき検証中とございまして、五番目とて先きほど申しあげました国が東京都と同等の制度を実施した場合、国に移項するところ、二の三のようは考え方に違つてございまして、現在東京都下の各市

けむにあら提果こめくあるわけぐごい子す。
 光めはス文につく二就明甲こあげ子す。
 ヤ一条とヤ二条は目的と趣旨であり子す。児童
 の福祉増進をはかることを目的とし、児童の身
 心の健全な成長に努めさせるというもの、ヤ三条
 は用語の意義、保護者とは児童の親子には後見
 人とささぐあり子す。一級児童は、義務教育終
 る前の児童の三人目と一級児童とさぐあり子す。
 次の障害児は、精神薄弱児、知的指数が中下度
 より上の者でございます。身体障害者、二めは等
 級があり子す。二級以上の者が該当するわけぐご
 い子すが、二級以上というのは両眼が見えないうか
 、両耳が聞えないという者でござります。遺児
 は、父または母が死亡した者とほつくりあり子す。
 次の廃疾は、身体・精神機能を著しく失うる
 者をいひます。ヤ四条は受給資格者で

二、いふに、福生町の区域には住居を有する者には支給することにほつておりませう。オキ条は後給資格の認定、ニハ所長に申請し、認定を受けつけばほつたといふことではございませう。次にオキ条手当の額で、一、児童には三ヶ月、障害児には六ヶ月、遺児には二ヶ月、このようは額を支給するにとほつておりませう。二項には一、児童が障害児であつたり、遺児であつても併給を認めるという二とでございませう。オキ条は支給期間おちび支払期日で、二項にあつては手当は毎年三月、七月、十一月に支給してございませう。例之は三月の場合は一、二月、十二月、翌年の一月、二月の四ヵ月分を支給するといふことにほつておりませう。

カ
条は支給開始の時期、
カ一号は保護者か
死亡したときには三月以内に新たに保護者が